

第1回総務委員会議事録

1. 開催日時 平成25年4月19日（金） 12：00～
2. 開催場所 高知県建設会館 4階第1会議室
3. 出席者 (名簿参照)
4. 議題
 - (1) 平成24年度の事業報告、決算見込について
資料に基づき事務局より説明。
委員長が議場に諮り、一同異議無く承認した
 - (2) 平成25年度の事業計画（案）、予算（案）について
資料に基づき事務局より説明。
委員長が議場に諮り、一同異議無く承認した
 - (3) 本会表彰について
資料に基づき事務局より説明。
委員長が議場に諮り、一同異議無く承認した
 - (4) 役員報酬並びに費用に関する規程の改正について
資料に基づき事務局より説明。
委員長が議場に諮り、一同異議無く承認した
 - (5) 報告事項及びその他事項について
 - ①平成24年度の入退会等の会員動向について
資料に基づき事務局より説明。
 - ②今後の会議スケジュールについて
資料に基づき事務局より説明。
 - ③工事情報共有システムについて
資料に基づき事務局より説明。
 - (6) その他議題について
 - ①公益目的財産の支出について
固定財産等の支出の考え方について杉原副委員長より質問が有り、固定資産等は、現金等に換算して支出可能である旨を事務局より回答した。

総務委員会 名簿

平成25年4月19日

役職	氏名	会社名	出欠	備考
委員長	宮田喜弘	大宮建設株	出席	
副委員長	田中允泰	田中建設株	出席	
"	坂本安廣	(株)轟組	出席	
"	杉原庄二	(株)三宝工務店	出席	
委員	山本 総	(有)山又建設	出席	
"	磯部昌平	(有)磯部組	出席	
"	田内雅毅	(株)田内組	出席	
"	佐古田洋市	(株)長重建設	出席	
"	三谷 斎	入交建設株	出席	
"	三谷勝水	ミナミ建設工業(株)	出席	
"	上岡武司	(株)上岡工務店	出席	
"	三本稔彦	(有)三本建設	出席	
"	生田嗣夫	(株)生田組	出席	
"	山本 修	山本建設株	出席	
"	臼井 誠	協業組合テスク	欠席	
"	新谷 茂	新谷建設株	欠席	
"	上原昭彦	(株)上原プロジェクト	出席	
"	瀬川昌男	(有)平成技建	出席	
"	丁野敏明	(株)響建設	欠席	
"	中澤貞雄	(株)北村建築工業	欠席	
"	濱田幸一	(株)開 洋	出席	
17 名				
事務局	川上勲夫	常務理事兼事務局長	出席	
	山中保宣	建築部会事務局長	出席	
"	山崎洋一	業務課長	出席	
"	岡崎倫靜	総務課長	出席	
"	柿本尚也	防災防犯特別対策室事務局	出席	
"	徳久和人	書記	出席	

役員報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人高知県建設業協会（以下「協会」という。）の定款第18条の規定に基づき、役員及の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、賞与を支給しない。
- 3 常勤役員の退職時に退職慰労金を支給することとし、その額の算定については別に定める職員を対象とする就業規則に準ずるものとする。
- 4 非常勤役員の退任時に退職慰労金を支給することができる。支給する場合の額については、10万円を限度とした基本金額に在職年数を乗じて算定することとし、基本金額は、その都度、理事会の議決により決定するものとする。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤役員は年額とし、別表第1「常勤役員俸給表（年額）」のとおりとする。常勤役員個々人の報酬年額は別表第1「常勤役員俸給表（年額）」のうちから、理事会の議決により決定する。

- 2 非常勤役員は日額とし、別表第2「非常勤役員俸給表（日額）」のとおりとする。非常勤役員個々人の報酬日額は別表第2「非常勤役員俸給表（日額）」のうちから、理事会の

議決により決定する。

(報酬の支給)

第5条 常勤役員報酬は年額を12カ月で割り、毎月支給することとし、支給日、支給方法並びに控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする就業規則に準ずるものとする。

(費用)

第6条 役員がその職務の遂行に当たって負担した費用は、実費額相当を限度として支給することができる。また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することとし、その額は別に定める職員を対象とする就業規則に準じて算定する。

(公表)

第7条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、総会の議決により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人高知県建設業協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則（一部改定）

この規程は、平成25年5月20日から施行する。

別表第 1

「常勤役員俸給表（年額）」

<現 在>

号俸	年額
1	2,400,000
2	3,000,000
3	3,600,000
4	4,200,000
5	4,800,000
6	5,400,000
7	6,000,000
8	6,600,000
9	7,200,000
10	7,800,000

<改 正 (案)>

号俸	年額
<u>1</u>	<u>無報酬</u>
<u>2</u>	2,400,000
<u>3</u>	3,000,000
<u>4</u>	3,600,000
<u>5</u>	4,200,000
<u>6</u>	4,800,000
<u>7</u>	5,400,000
<u>8</u>	6,000,000
<u>9</u>	6,600,000
<u>10</u>	7,200,000
<u>11</u>	7,800,000

別表第 2

「非常勤役員俸給表（日額）」

号俸	日額
1	無報酬
2	2,000
3	3,000
4	4,000
5	6,000
6	8,000

資料 5

会員状況について

	会員数 (24年4月1日)	加入者数	廃業等	会員数 (25年4月1日)
室戸	21		2	19
安芸	35			35
南国	34		1	33
嶺北	16		2	14
高知	74	3	4	73
伊野	34		1	33
高岡北	32	1		33
高陵	40		1	39
高幡	31			31
中村	61	1	4	58
宿毛	36			36
土佐清水	16	1		17
本部	7			7
土木部会	437	6	15	428
建築部会	57		3	54
下水道部会	48	2	1	49
合計 (内部会重複所属会員数)	542 (52)	8	19	531 (52)
会員数(実数)	492			480

4月26日(金)会議スケジュール

時 間	会 議 名	開 催 場 所
11：15～	火薬協会 理事会	高知県建設会館 4階 会議室
12：00～	建設会館 取締役会 (昼食後)	〃 ホール
13：15～	建災防 理事会	〃 会議室
14：15～	協同組合 理事会	〃 ホール
15：30～	建設業協会 理事会	〃 会議室
17：30～	建設業協会 懇親会	三翠園

平成25年度定時総会

スケジュール(案)

5月20日(月)

時 間	会 議 名	会 場
12:00～	正副部会長会 (土木部会)	建設会館 2F会議室
13:00 ～14:00	建設業協会土木部会 定時総会	新阪急ホテル 3F「蘭の間」
14:10 ～14:40	建設会館 定時株主総会	"
14:40 ～15:00	建設業協会 定時総会	"
15:10 ～15:40	建設業協会表彰式	"
15:50 ～17:20	特別講演	"
17:30～	合同懇親会	新阪急ホテル 3F「花の間」

平成 22 年度 土木工事における受発注者の業務効率化実施要領

第 1 実施内容

1. 発注者が求める工事関係書類の明確化の実施

(1) 提出する工事書類の削減

各地方整備局等は、別添「工事関係書類一覧表」に基づき各工事の業務の効率化を実施することにより、工事帳票の二重提出を防止し、工事完成時に提出する出来形管理資料・品質管理資料を削減するものとする。

なお、受注者から施工中に提出されて受理した工事打合せ簿等の工事帳票は、監督職員が適切に整理、保管するものとする。(情報共有システムを活用して提出された場合はこの限りではない。)

また、デジタルカメラで工事写真を撮影し、そのデータを電子媒体により提出した場合は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき紙の工事写真帳の提出は省略するものとする。

(2) 納品する工事完成図書の削減

各地方整備局等は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき工事完成図書を工事完成図及び工事管理台帳に限定するものとする。

なお、これまで電子納品していた工事打合せ簿等の工事帳票は、情報共有システムを活用した場合に限り、完成検査後に監督職員が情報共有システムから電子データを出力し適切に保管するものとする。(情報共有システムを活用しない場合は、施工中に受理した紙の工事帳票を適切に保管する。)

(3) 周知の徹底

実施方針に基づく運用の徹底を図るため、本省及び各地方整備局等は、関係業団体ならびに各工事現場の担当者へ(1)及び(2)の周知を徹底するものとする。

2. 情報通信技術の活用による業務の効率化の実施

○ 情報共有システムの活用の試行及び運用改善

平成 22 年度においては、各地方整備局等において約 1,500 件以上の工事現場において情報共有システムの活用を試行するものとする。

各地方整備局等は、「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」に基づき試行するものとし、試行の中で明らかになった課題を本省に報告するとともに、必要に応じて運用の改善方策を提案するものとする。

ASP情報共有の試行拡大

国土交通省が受発注者間の業務効率化に試行している情報共有システムの導入が、2013年度から大幅に拡大される。土木工事への原則導入が打ち出され、地方整備局では年間1000件を超える規模で適用される見通し。受注者にサービスを提供するシステムベンダー各社は試行拡大への「期待」とともに、実は「不安」も抱えている。

〔関連・3面に連載スタート〕

情報共有システムは、受発注者双方が日々の報告や連絡をインターネット上で確認し合つもので、ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダー)方式の採用によって、発注者は自前のサービスを持たなくとも、各現場の情報保管や履歴管理を行うことができるようになつた。

これまで受注者は現場運営に必要な決裁事項の許可などを得るため、わざわざ発注者側に出向く時間的ロスがあつた。発注者にとっても各担当者が複数現場を受け持つため、迅速な対応は難しかつた。システムの導入で双方の合意形成はネット上で取り交わされ、いまでは業務効率向上の欠かせないツールとして浸透しつつある。

地方整備局では、あらかじめ情報共有システムのサービス提供者(ベンダー)を選定し、その中から工事事務所ごとに推薦システムを指定している。施工者は着工までに推薦システムのベンダーと契約する。13年度では中部地方整備局のようにベンダー1社に絞り込むケースもある。



12年度は直轄6,200工事で試行された

が、大半は複数のシステムを選んでおり、事務所ごとにシステムを総合判断して施工者に推薦している。国交省は円滑な情報共有の実現に向けて、システムの機能要件を順次見直しており、現在の改訂版は「3・0」となる。14年度には最新「4・0」への移行が検討され、新たな機能要件が固まり次第、ベンダー各社はシステムの変更を迫られることが予想される。

これまでには機能面の改善を進めてきたが、新バージョンではデータの標準化に踏み切る見通し。これが実現すればシステム同士のデータ互換性が格段に高まる。整備局があらかじめ推薦システムを選定する現在の流れは方向転換され、要件を満たしたシステムであれば自由に活用できるような筋道が整うとも言われている。「14年度からは自由化に移行する」と、ベンダー各社の鼻息は荒い。

12年度の試行件数は直轄工事の約6200件に適用され、年間発注量の半数以上に達した。13年度からは港湾工事を除く土木工事への全面適用で、試行件数は1万件近くにまで達する見通しだ。現場の悩みを即日で返答する「ワンデーレスポンス」の取り組みが定着する中で、下支えするツールとして、情報共有システムに対する受発注者の評価は高い。

システムの機能強化を続けるベンダー各社であるが、機能要件4・0への移行を前にして自由化への期待とともに、コスト競争への不安も抱き始めている。システム導入費用は、現場が必要経費として処理しており、サービス費用の多寡に関係なく、使い勝手などでベンダーを選んでいる状況。全面適用をきっかけに処理の扱いが間接経費に変更された場合、コスト重視でシステムを選ぶ施工者が一気に増える可能性があるからだ。

各整備局1000件規模に

ベンダーは「期待と不安」

これまでには機能面の改善を進めてきたが、新バージョンではデータの標準化に踏み切る見通し。これが実現すればシステム同士のデータ互換性が格段に高まる。整備局があらかじめ推薦システムを選定する現在の流れは方向転換され、要件を満たしたシステムであれば自由に活用できるような筋道が整うとも言われている。「14年度からは自由化に移行する」と、ベンダー各社の鼻息は荒い。

12年度の試行件数は直轄工事の約6200件に適用され、年間発注量の半数以上に達した。13年度からは港湾工事を除く土木工事への全面適用で、試行件数は1万件近くにまで達する見通しだ。現場の悩みを即日で返答する「ワンデーレスポンス」の取り組みが定着する中で、下支えするツールとして、情報共有システムに対する受発注者の評価は高い。

システムの機能強化を続けるベンダー各社であるが、機能要件4・0への移行を前にして自由化への期待とともに、コスト競争への不安も抱き始めている。システム導入費用は、現場が必要経費として処理しており、サービス費用の多寡に関係なく、使い勝手などでベンダーを選んでいる状況。全面適用をきっかけに処理の扱いが間接経費に変更された場合、コスト重視でシステムを選ぶ施工者が一気に増える可能性があるからだ。